

社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数が短い

3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を8年以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する

- 令和 7年 4月～ 準備：周知のための内部研修年間計画を策定する。また、配布用のパンフレットや関係書面を用意する。
- 令和 7年 4月～ 実施：上半期に最低1回、下半期に1回の育児制度研修会を実施する。関係するパンフレットや啓蒙用ポスターを配布する。
- 令和 7年 4月～ 結果分析：半期毎の研修受講者の意見を取りまとめし、以後の研修や取組みに反映できるようにする。

取組 2： 有給休暇を平均 10 日取得する取組を実施する

- 令和 7年 4月～ 実施：月々の取得状況について、部門毎に確認表を配信し、有給休暇を計画的に取得できるように促す。また、計画的取得の事例や取得案等を提示する。
- 令和 7年 4月～ 結果分析：取得状況表を部門毎に更新し、状況確認を行う。状況確認により計画的取得に必要な要因を検討し、経営者及び部門管理者に随時報告する。

社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会

次世代育成支援対策に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1：有給休暇の取得率が低い状態である

3. 目標

- ・有給休暇を平均 10 日取得する取組を実施する

4. 取組内容と実施時期

- 令和 7 年 4 月～ 実施：月々の取得状況について、部門毎に確認表を配信し、有給休暇を計画的に取得できるように促す。また、計画的取得の事例や取得案等を提示する。
- 令和 7 年 4 月～ 結果分析：取得状況表を部門毎に更新し、状況確認を行う。状況確認により計画的取得に必要な要因を検討し、経営者及び部門管理者に随時報告する。